

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生坊城町4番地	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印) 京都市公営企業管理者 交通局長 島田 與三右衛門 電話 075 - 822 9113
--	---

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	自動車事業及び高速鉄道事業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
基本方針	環境にやさしい公共交通機関である市バス・地下鉄への利用を促進し、自動車交通 (マイカー) 中心社会からの転換を図るとともに、低公害バス車両の導入や、職員への啓発、地下鉄の設備機器等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。
推進体制	京都市地球温暖化対策推進本部の各部会に構成員 (各部門 1人) を中心に、実施計画及び進捗状況を管理する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容	
			17~19	17
		事務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、ガス、ガソリン等エネルギーを減らし、温室効果ガス排出量を3%削減する。</li> <li>19年度夏頃に交通局本庁舎において、ISO14001を認証取得する予定である。</li> </ul>	
		自動車事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ車両 (279両) 及び天然ガス車両 (9両) の導入 (&lt;18&gt;アイドリングストップ車両105両及び天然ガス車両3両を導入)</li> <li>軽油とバイオディーゼル燃料 (20%) の混合燃料の使用 (&lt;18&gt;バイオ20使用車91両、バイオ100使用車2両)</li> <li>営業所バス停留時のアイドリングストップの実施と職員への啓発 (&lt;18&gt;バス運行時のアイドリングストップの本格的開始)</li> </ul>	
	17	17	醍醐、山科変電所の整流器運転台数を削減した。	
	18	18	地下鉄駅換気設備のファンの運転開始時間を5分間繰り下げた。	
	19	19	地下鉄駅照明機器の更新時の省エネ仕様のものを採用する。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績)		削減率 (計画)	報告年度 (実績)		削減率 (実績)
		(16) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))		(18) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(%)	
	A 事業所等排出区分	24,613 t	24,935 t	1.31 %	24,308 t	-1.23 %	
	B 輸送車両排出区分	48,466 t	48,575 t	0.22 %	48,115 t	-0.72 %	
	C その他排出区分	t	t	%	t	%	
	排出合計	*1 73,079 t	*2 73,510 t	0.59 %	72,423 t	-0.89 %	

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)		報告年度 (実績)	
		取組量等	(二酸化炭素換算 (t))	取組量等	(二酸化炭素換算 (t))
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	(発電量) kwh	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(熱供給量) GJ	(削減量) t	(熱供給量) GJ	(削減量) t
	削減量等合計	(購入量) kwh	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t
			*3 t		*5 t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)		削減率 (計画)	報告年度 (実績)	
	*1	(**)-(*)		(**)-(*)	(**)-(*)
	73,079 t	73,510 t	0.59 %	72,423 t	-0.89 %

**特記事項**

**自動車事業**

- 乗り物に必要なエネルギーを比較すると、1人を1km運ぶのに必要なエネルギー (Kcal) は、「バス15」、「乗用車567」となっており、バスは自動車に比べ約30%のエネルギー消費ですむとされている。
- 交通局では、環境定期券制度を導入しており、土・日のマイカー抑制に努めている。
- 京都府警と連携し、バス車両にPTPS装置を設置 (北大路BT~九条車庫) するとともに、職員が定期的にバスレーンに立ち、走行環境改善の取組を行っており、運行時間の短縮を図るとともに、大気汚染の低減を図っています。
- 18年度より、新燃料でのバスエンジンへの負荷を調整するため、バイオディーゼル燃料100%での走行実験を行う予定です。 (<18>バイオ100使用車2両)

**高速鉄道事業**

- 鉄道は、CO<sub>2</sub>排出量が自家用車の10分の1とされており、環境にやさしい公共交通機関である。
- 平成20年1月に地下鉄東西線二条駅~大秦天神川駅間 (2.4km) が延伸開通することで、電気使用量が増加し、交通局のCO<sub>2</sub>排出量も増えますが、一方で、自家用車利用者の地下鉄の利用促進が図られ、社会全体のCO<sub>2</sub>排出量は削減されるものと考えている。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 5 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエネルギー単原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条約指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。